

# 平成 29 年度 ながさき県民参加の森林づくり事業(制度型) 申請の手引き



〔平成 28 年度 佐世保市立柚木小学校 間伐体験〕



〔平成 28 年度 芦辺小みどりの少年団 木工体験〕

## 1. 申請できる団体

1. 申請できる団体は、次のいずれかの団体です。

- (1) 県内の小学校、中学校、高等学校(PTA組織を含む)で下記 ~ の要件を全て具備しているもの。
- (2) 県内にある緑の少年団関係の団体・県内全域で活動を行う団体・長崎県森林ボランティア登録団体(新規登録団体は登録年度の次年度から申請可能)であって、規約等を有し、下記 ~ の要件を全て具備しているもの。  
但し、長崎県森林ボランティア登録団体にあっては、下記 ~ の要件を全て具備しているもの。

自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。

補助金の使途に係る条件遵守が確実であること。

規約等の中に「会計処理の手順と方法に関すること」と「監査の実施に関すること」について定めた項目があること。

前年度に森林整備に資する活動を実施し、長崎県森林ボランティア支援センターにボランティア活動報告書を提出していること。

\* 「会計処理の手順と方法に関すること」とは

物品の購入若しくは有料サービスを提供を受ける際、「発注の決定 納品・履行の確認 請求書受領後の代金支払」という一連の流れについて、団体内部の意思決定の方法。

\* 「監査の実施に関すること」とは

定例的に実施される監査を含め随時に監査ができること。

2. 次に掲げる団体は申請できません。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体。
- (2) 特定の公職者(候補者を含む。)または政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団又は暴力団員の統制下にある団体。
- (4) その他、本事業の適正な実施ができないと認められる団体。

## 2. 対象となる活動

植樹活動 …… 地域の植樹祭など  
森林の環境整備活動 …… 里山林の整備、竹林や風倒木森林の整備など  
森林教育・森林体験活動

- 平成29年度に実施される活動であり、次の全てを満たすことが必要です。
  - 長崎県内、森林法で定義される「森林」で行われる活動であること。
  - 自己所有地以外で活動を行う場合には、土地所有者の同意が得られること(土地は無償提供)。
  - 樹木の植栽を伴う場合には、植栽木の帰属が明確であること。
  - 県民が自ら企画立案して実行する活動であること。
- 下記に該当する活動は認められません。
  - 特定の事業者の利益のために行われるもの。
  - 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの。
  - 物品の購入のみの活動。
  - その他、本事業として相応しくないと認められるもの。
- 下記に該当する事業内容については補助対象としません。
  - 施設の木造・木質化、木製品の購入。
  - 調査・研究のみを目的としたもの。
  - 公園整備・花壇整備・街路樹整備と類似していると見なされるもの。
  - その他、森林環境税の趣旨に合致しないもの。

## 3. 補助金額及び補助率

- 補助金額の範囲は20万円以上200万円以下です。  
ただし、広域的で事業効果が高いと認められる活動については、この限りではありません。
- 補助率は、補助対象経費(次の項目を参照)の10分の10とします。

## 4. 補助の対象となる経費

委 託 料	自ら行うことが困難なため外部に委託する経費など。(作業員等の賃金、チラシ制作委託など)
報 償 費	講師、指導者、専門技術者への謝金として要する経費など。
旅 費	講師の旅費、指導者の旅費、専門技術者の旅費、打ち合わせに係る旅費に要する経費など。
賃 金	活動に伴う補助員に係る賃金など。(活動日当日に臨時的に雇用する者など)
需 用 費	材料費(構築物製作のための部材代は補助対象外)、消耗品費など。
役 務 費	通信運搬費、傷害保険料など。
使用料及び賃借料	会場借上料、車両借上料、機械器具(チェンソー、下刈機)リース料など。

- 以下に掲げる性質の費用は対象としません。
  - 団体の運営に必要な経費や会報の作成費及び送料などに関する費用。
  - 団体のスタッフや会員、会の関係者などに対する賃金・謝金・賃借料などの費用。
  - 団体のスタッフや会員が代表を務める法人や個人商店などからの購入または賃借などに関する費用。
  - 他団体への補助などを目的とした費用。
  - その他本事業として相応しくない費用。

## 5. 審査

長崎県林政課で審査し、事業採択の可否を決定後、文書で通知します。

\* 採択決定後、補助金の交付申請手続きを経て、補助金の交付決定を受けた日以降に活動が可能となります(事前着手届を提出した場合を除く)。

## 6. 申請書の記載要領

1. 申請に必要な書類(すべて A4 版・縦のサイズ)

### (1) ながさき県民参加の森林づくり事業申請書(様式第1号・制度型)

申請者は、団体等の代表者となります。

### (2) ながさき県民参加の森林づくり事業活動計画書(様式第2号・制度型)

申請者の概要

申請団体の活動状況などを具体的に記載してください。

申請活動内容

〔当該事業による実績の有無〕

ながさき県民参加の森林づくり事業の直近の実績を記載してください。

〔活動の目的〕

申請された活動が、事業の趣旨に沿っているかを確認するための項目です。できるだけ詳細に記載してください。

〔具体的内容〕

主体性・具体性・継続性・発展性がわかるように、活動場所(森林、室内などのうち森林内での活動がどの程度か)、や活動計画などをできるだけ詳細に記載ください。

〔活動スケジュール〕

活動の事前準備を含め、具体的活動内容ごとに、参加者数・場所・委託内容・委託先などを記載してください。

なお日程が未定の場合は、「 月上旬」というように記載してください。

〔事業費用〕〔普及・事業効果〕〔事業の継続性及び発展性〕

事業の普及・事業効果、事業の継続性及び発展性についてどのようなお考えを持たれているかを見るための項目です。活動との関連性を含めできるだけ詳細に記載してください。

〔資金使途〕

補助の対象となる経費を審査するための項目です。明細はできるだけ詳細に記載し、経費の内訳が明らかになるようにしてください。「自ら活動する経費」と「外部依頼する経費」とに分けて記載してください。

### (3) 添付資料

団体の規約・会則・構成員名簿・決算書・予算書・事業計画書・会報など(小・中・高校は除く)。

活動地の位置図、現地の状況写真。

各費用の見積書及びカタログ

\* 一件の支払い金額が3万円を超えるものについては、最低2者から見積書を徴収し、価格の比較を行うこと。

見積書は実績報告の際、添付すること。ただし、事業計画申請書に添付する見積書は、1者のみでよい。

旅費を計上する場合は、経費の内訳計算書(見積書は不要)。

宿泊費を計上する場合は、宿泊が必要な理由書。

活動の広報用チラシ・ポスターなどを作成する場合は、単価・枚数・配布先が分かるもの。

植栽する場合は、樹種及び規格が分かる見積書。

なお客土、肥料などが必要な場合は、植栽地の条件など必要と判断できる理由書も添付すること。

講師を依頼する場合は、講師の概要がわかるもの(氏名・所属など)。

自己所有地以外で活動を行う場合には、土地所有者の承諾書(見込みの場合は後日の提出でも可)。

新規の申請の場合は、交付金振込のための口座振替申込書及び通帳のコピー。

## 7. 申請方法

### 1. 申請書提出先

長崎県森林ボランティア支援センター - へ原則郵送で提出してください。

申請書類は長崎県ホームページ及び長崎県森林ボランティア支援センター - ホームページに掲載しています。

### 2. **申請期限 平成 29 年 11 月 30 日(木)**

申請書類は先着順に審査を行い、予算がなくなった時点で受付を終了します。

**\* 事業期間は、平成 30 年 2 月末日を期限としています。余裕をもって事業期間を定めてください。**

\* 申請は、一団体につき同一年度内 1 件限りとします。

\* 申請書類は返却しません。

## 8. 問合せ先

長崎県 農林部 林政課 森林活用班

〒850-8570 長崎市江戸町 2-13

TEL:095-895-2988 FAX:095-895-2596

ホームページ:<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/shinrin-ringyo/kankyousei/185326.html>

長崎県森林ボランティア支援センター

〒850-0862 長崎市出島町 1-43 ながさき出島インキュベータ(D-FLAG)202 号

TEL:095-895-8655 FAX:095-895-8656

ホームページ:<http://www.nagasaki-shinrin.com/>

**【注意事項】**

活動時には、森林環境税を活用した活動であることが分かるよう、森林環境税活動「のぼり」を立ててください。  
「のぼり」については、長崎県森林ボランティア支援センターで無料で貸出しをしています。

木工などで成果物がある場合は、「森林環境税活用事業」であることを製作品に明示してください。  
また、植樹地には森林環境税活用事業であることを明示した標柱・看板を立ててください。  
標柱看板費の補助上限は5万円とします(外注する場合は、下記20%を上限とする制限に該当)。

この事業の趣旨は、自らの活動に対する支援を主たる目的としています。よって、自らは行わず外注する場合の経費(主として委託・報償費・旅費・賃金の合計額)については、補助対象事業費総額の20%を上限とします。

< 事例 1 >

	経費費目	全体事業費	補助対象経費	査定額(補助金額)	自己資金
	スタッフ謝金	20,000	0	0	20,000
	作業委託料	100,000	100,000	(注1) 36,000	64,000
	講師旅費	30,000	30,000	30,000	0
	苗木購入費	150,000	150,000	150,000	0
	傷害保険料	50,000	50,000	50,000	0
	合計	350,000	330,000	266,000	84,000

団体スタッフに対する費用は補助対象外。  
(補助対象経費) × 20% = 66,000 円となり、  
+ の外注経費限度は 66,000 円となる。  
(注 1)

< 事例 2 >

	経費費目	全体事業費	補助対象経費	査定額(補助金額)	自己資金
	スタッフ謝金	20,000	0	0	20,000
	作業委託料	35,000	35,000	(注2) 35,000	0
	講師旅費	10,000	10,000	10,000	0
	苗木購入費	150,000	150,000	150,000	0
	傷害保険料	50,000	50,000	50,000	0
	合計	265,000	245,000	245,000	20,000

団体スタッフに対する費用は補助対象外。  
(補助対象経費) × 20% = 49,000 円となり、  
+ の合計金額は 49,000 円以下なので、  
全額が補助対象となる。(注 2)

チェーンソー・下刈機などの**機械器具は、リースを基本**とします。

リース代金は、チェーンソー2,000 円/日、草刈機 1,200 円/日を上限額とします(消費税含まず)。

なお、リ-ス料が高額な機械器具類は補助対象外です。

**旅費は原則として公共交通機関の利用を対象**とします。

公共交通機関の利用が困難なため、自家用車を利用する場合は、1kmあたり 15 円を上限とします。

**食料費及び備品購入費・工事請負費は対象外**です。

活動実施場所の**土地借上代は、補助対象外**とします。

参加者への**記念品などのプレゼントは補助対象外**とします。

植樹活動で、大量のスコップなどの**道具が必要な場合は、リースを活用**してください。

**植林および植樹する場合の樹種は、県内の森林に存在する在来樹種を選定**してください。樹種の規格は、高さ50cm程度までを原則とします。低花木や梅・桃などの園芸用品種は補助対象外です。